

関係各位

静岡県健康福祉部障害者支援局長

障害のある人に対する合理的配慮の実施状況等調査への御協力のお願について

日頃から、本県の障害福祉施策の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に公布され、これに伴い、県でも、平成29年に施行された「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を改正する予定としております。

今回の法律改正により、これまで民間事業者の皆様に対して努力義務とされていた「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」が令和6年6月までに義務化されることを踏まえ、県内の民間事業者における合理的配慮の実施状況等を調査することとしました。

つきましては、下記のとおり WEB 調査により貴社（事業者・店舗等）の状況等について御回答くださるようお願いいたします。

尚、アンケートの回答は統計的に処理を行い、個人が特定されることはありません。

記

1 回答方法

パソコンやスマートフォン等から、下記 URL の「障害のある人に対する合理的配慮の実施状況等に関するアンケート」へアクセスし、質問内容に沿って御回答ください。

○直接リンク URL

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7814

※下記 QR コードからもアクセスできます。利用登録等は不要です。

※回答時間は5分程度です。

スマートフォンの方は
こちらから



2 調査内容

- ・障害者差別解消法、合理的配慮の認知度について
- ・合理的配慮の具体例について



3 回答期限

令和5年2月末

4 その他

- ・障害者差別解消法、合理的配慮に関しましては、別添資料に概要を記載しております。
- ・内閣府が作成している「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」にて、合理的配慮の具体的事例等掲載し、御詳細を紹介しております。

URL: <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

担 当 障害者政策課障害者政策班
電話番号 054-221-2352
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp